

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則案」

パブリック・コメント追加部分

～ 第 5 種共同漁業権に係る特例関係 ～

(第五種共同漁業権に係る特例)

第九条 特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物が漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第五項第五号に規定する第五種共同漁業を内容とする漁業権に係る水産動植物である場合は、当該漁業権の設定されている内水面（同法第八条第三項の内水面をいう。）に係る法第五条第三項第二号の主務省令で定める特定飼養等施設の基準については、第五条の規定にかかわらず、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が別に告示で定める。

2 前項の場合における法第五条第四項の規定による飼養等の許可の条件及び法第五条第五項の主務省令で定める特定外来生物の取扱方法については、第七条及び前条の規定にかかわらず、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が別に告示で定める。

(参照条文)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）（抄）

(飼養等の許可)

第五条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。
- 3 主務大臣は、前項の申請に係る飼養等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。
 - 一 飼養等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。
 - 二 飼養等をする者が当該特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有しないことその他の事由により飼養等に係る特定外来生物を適切に取り扱うことができないと認められること。
- 4 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。
- 5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならない。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（案）（抄）

（以下の条文案については、平成17年3月18日～4月7日の間、パブリックコメント実施済み）

(特定飼養等施設の基準)

第五条 法第五条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。
 - 二 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある特定外来生物については、当該特定外来生物に係る取扱者以外の者が容易に当該特定外来生物に触れるおそれがない構造及び強度とすること。
- 2 前項に定めるもののほか、基準の細目は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が告示で定める。

(飼養等の許可の条件)

第七条 法第五条第四項の規定による条件は、次の各号によるものとする。

- 一 特定外来生物の種類に応じ、許可に主務大臣の定める有効期間を設けること。
- 二 特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定めた事由により飼養等に係る特定外来生物の数量に変更があった場合は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、次に掲げる事項を主務大臣に届け出ること。
 - イ 数量の変更があった特定外来生物の種類及びその変更後の数量
 - ロ 数量の変更があった年月日
 - ハ 数量の変更の事由
 - ニ 譲渡し等を行った場合にあっては、当該譲渡し等を行った相手方の住所、氏名及び職業（相手方が法人

の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業)並びに許可番号及び許可年月日

- ホ 輸入を行った場合にあっては、その旨
 - ヘ 許可番号及び許可年月日
 - ト 数量の変更があった特定外来生物に係る第八条第二号に規定する措置内容に係る情報
 - チ その他主務大臣が必要と認める事項
- 三 みだりに繁殖させることにより適正な飼養等に支障が生じるおそれがある特定外来生物について、繁殖を制限することその他の適切な措置を講ずること。
- 四 前各号のほか、主務大臣が付するその他の条件は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために特に必要と認める事項とする。

(特定外来生物の取扱方法)

第八条 法第五条第五項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 許可に係る特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
- 二 特定外来生物の個体又は器官について飼養等を開始したときは、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、その当該特定外来生物の個体又は器官について、マイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。)のその皮下への埋込み、タグ又は脚環の取付け、標識又は写真の掲示その他の当該特定外来生物について法第五条第一項の許可を受けていることを明らかにするための措置であって、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定めるものを講じ、主務大臣の定めるところにより当該措置内容を主務大臣に届け出ること(既に当該措置が講じられている場合を除く。)
- 三 第四条第一項第五号口に掲げる事項を遵守すること。
- 四 前各号のほか、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める取扱方法によること。